

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）における監事の監査について、法令及び定款で定めるもののほか、基本的な事項について必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 監事は、法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係者に対し事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係者はこれに協力するものとする。

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集請求)

第8条 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その後一定の期間内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(理事会に対する意見陳述義務)

第9条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・公益財団法人長野県スポーツ協会定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり法人の業務の適正な運営・合理化等又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第 10 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第 11 条 監事は、理事が法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計処理に関する意見)

第 12 条 監事は、理事長が会計処理の方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計処理の方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

(評議員会への報告)

第 13 条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第 14 条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第 15 条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第 16 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第 17 条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成しなければならない。なお、監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事に提出する。

(改正措置)

第 18 条 この規程の改正は、監事全員の合意により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

規定改正経過 平成 31 年 4 月 1 日一部改定